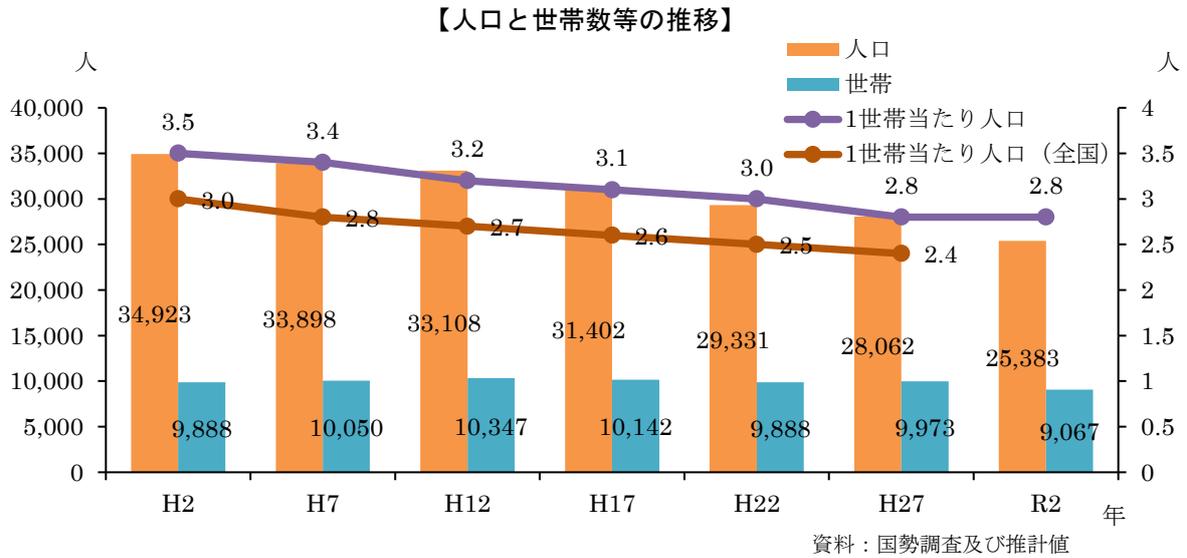


第2章 遠野市の子ども・子育ての現状

1 人口の動向

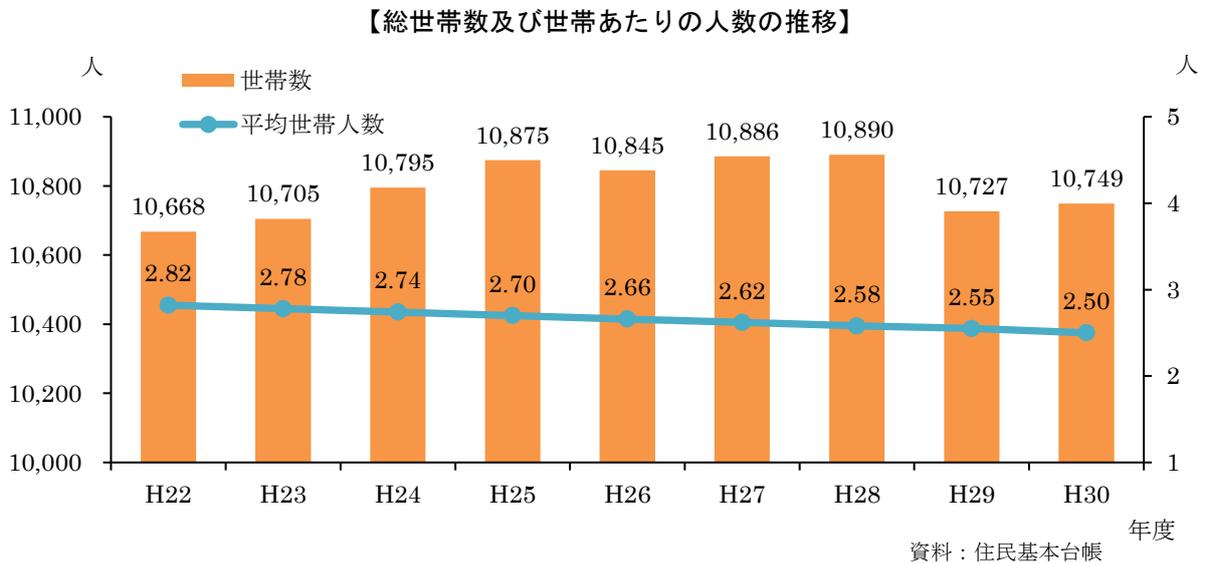
(1) 人口の推移

遠野市における平成17年の総人口は 31,402人でしたが、平成22年には 29,331人となり約2,000人の減少となっています。令和2年の総人口を推計すると 25,383人と見込まれ、平成22年から 3,948人減少すると推測されます。また、この数年間に年少人口は 333人減少し、遠野市においても依然少子化傾向といえます。



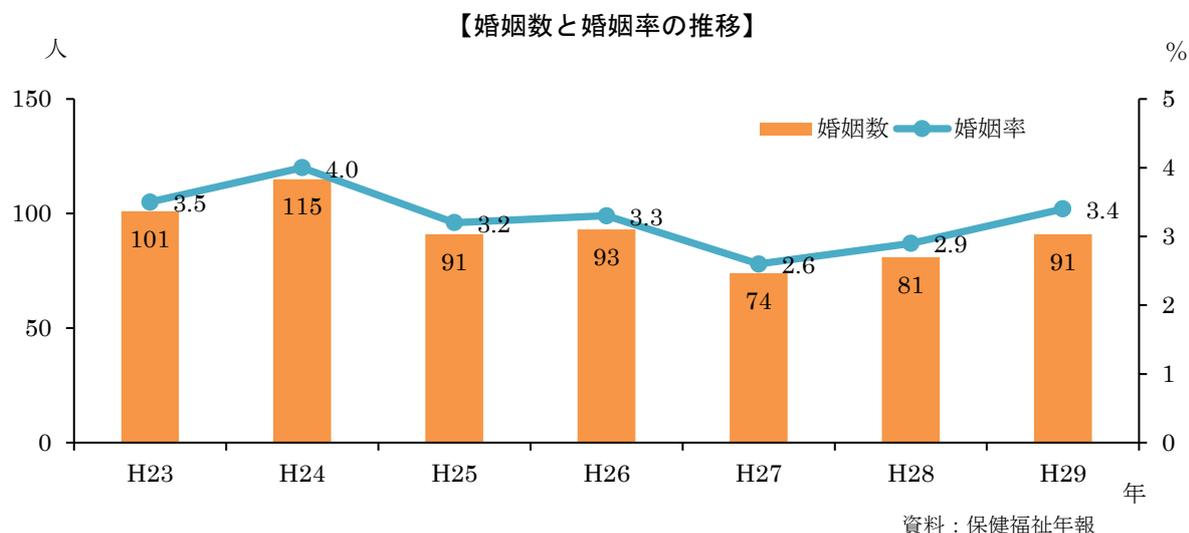
(2) 世帯数の推移

遠野市における総世帯数は、合併により 1,000世帯程増加していますが、平均世帯人員は平成22年 2.82人、平成30年には 2.50人まで減少しています。このことから、世帯の小規模化（核家族、1人暮らし等）が急速に進んでいると推測されます。



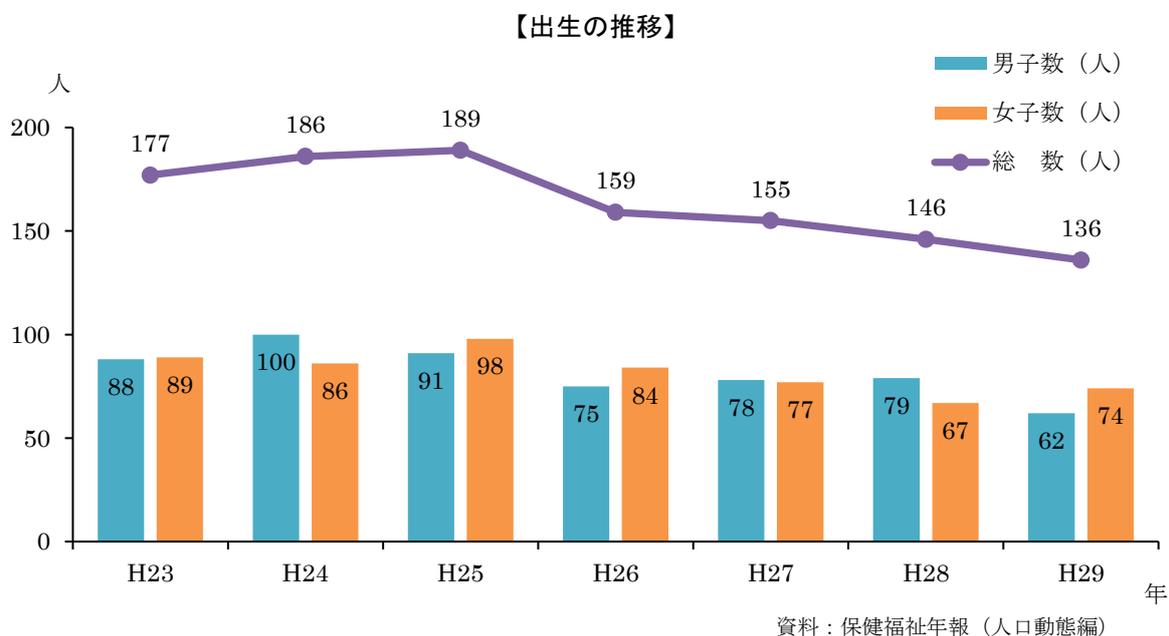
(3) 婚姻数、婚姻率の推移

婚姻数は、平成23年の 101件から減少傾向で推移し、平成29年度時点で 91件となっています。人口千人あたりの婚姻率は、平成29年度で 3.4%となっています。



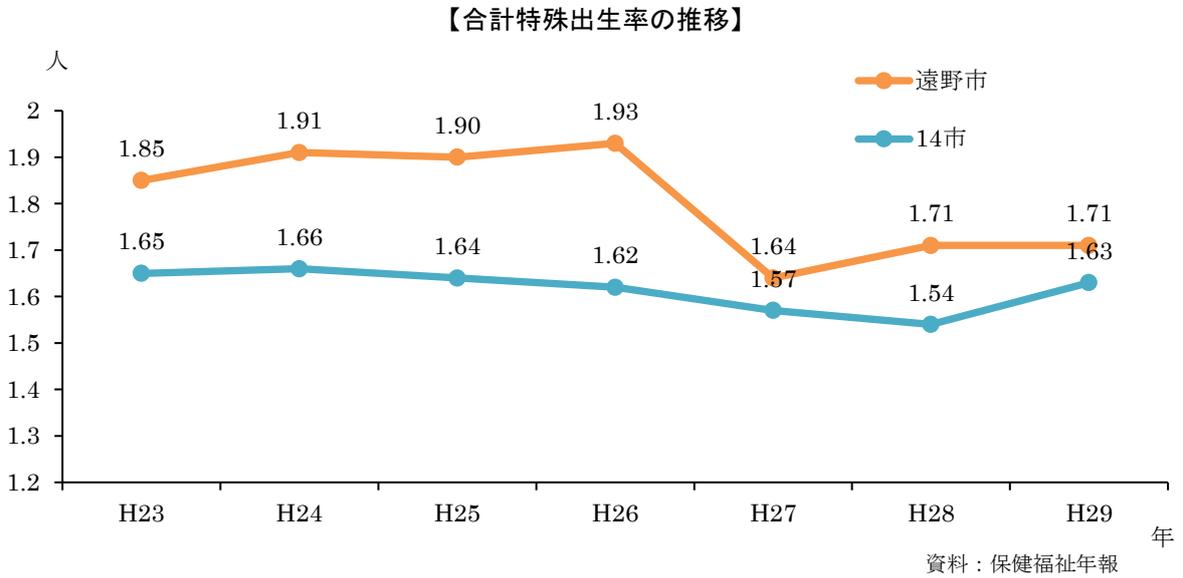
(4) 出生の動向

遠野市における平成23年の出生数は 177人で、その後減少傾向にあり、依然として少子化による若年層の減少が危惧されます。



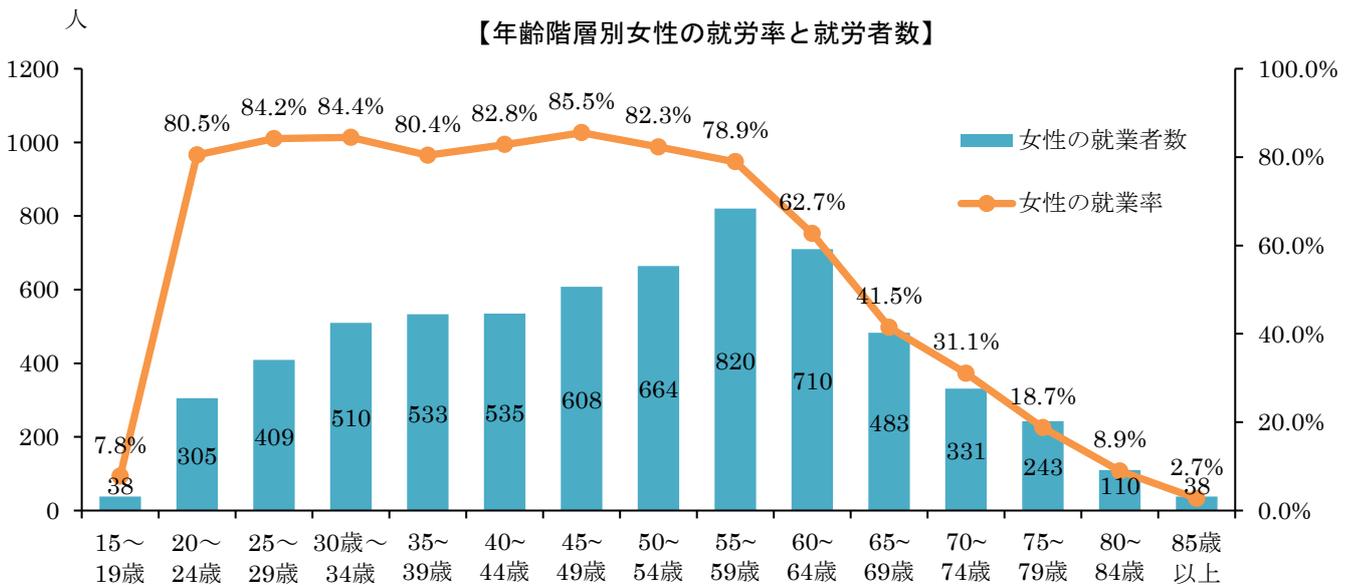
(5) 合計特殊出生率

遠野市の平成23年の合計特殊出生率は 1.85人で、その後はおおむね横ばいでしたが、平成27年から減少傾向となっています。県内14市の合計特殊出生率の平均値を上回っています。



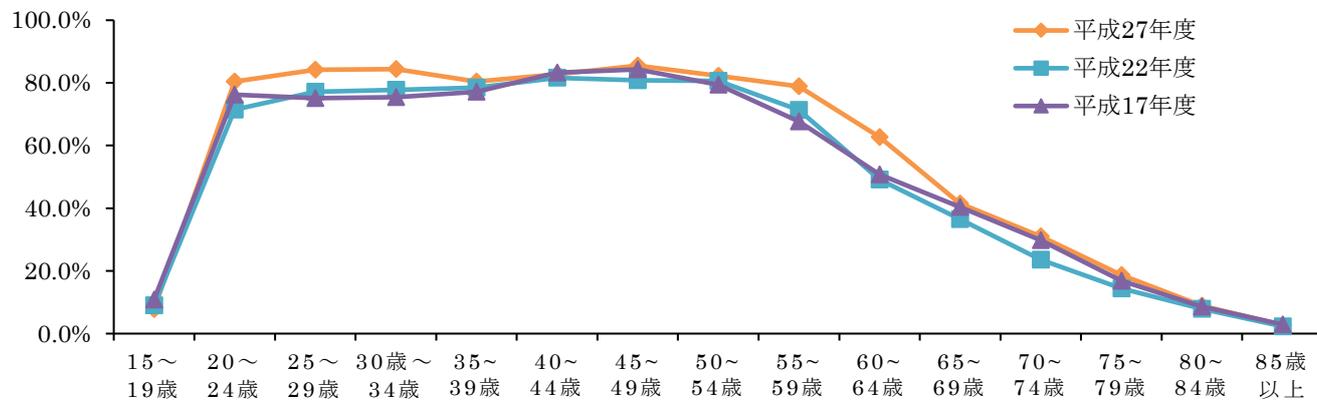
(6) 女性の就労状況

遠野市における平成27年の女性の年齢別就業状況では、20歳から54歳まで80%以上が就業しています。中でも多くの人の子育てから手が離れる45歳以上49歳までの年齢層は、特に就業率が高く85%以上となっています。



国勢調査における女性の年齢別就労率を、平成17年、平成22年、平成27年で見比べてみると、ほぼ横ばいですが、平成27年は若干の増加傾向が見られます。

【年齢階層別女性の就労率】



資料：国勢調査

2 教育・保育施設の状況

(1) 保育所（園）入所児童数

平成28年4月から公立保育園3園を社会福祉法人に移管したことに伴い、令和元年度現在の保育所は私立保育園12カ所となっています。

入所児童数は、平成27年度以降、毎年減少傾向にあり、令和元年度は平成27年度に比べると166人の減少となっています。

区分／年度		H27	H28	H29	H30	R1	R1-H27
公立	施設数(カ所)	3					△3
	定員(人)	125					△125
	入所児童数(人)	107					△107
	充足率(%)	85.6					△85.6
私立	施設数(カ所)	10	12	12	12	12	2
	定員(人)	740	790	790	780	740	0
	入所児童数(人)	719	742	721	704	660	△59
	充足率(%)	97.2	93.9	91.3	90.3	89.2	△8.0
合計	施設数(カ所)	13	12	12	12	12	△1
	定員(人)	865	790	790	780	740	△125
	入所児童数(人)	826	742	721	704	660	△166
	充足率(%)	95.5	93.9	91.3	90.3	89.2	△6.3

資料 こども政策課（各年度3月1日現在、令和元年度は12月1日現在）

【本市で実施している保育サービス】

事業内容
<p>【乳児保育】 令和元年度は、保育所12カ所と認定こども園2カ所で実施しています。保護者の就労意欲の高まりなどから、利用乳児数は増加しており、平成30年度は111人が利用しています。</p>
<p>【延長保育】 保護者の仕事等の都合により、通常の保育時間を延長して保育所等で子どもを保育する事業です。令和元年度は保育所12カ所と認定こども園2カ所で実施しています。就労形態や就労時間の多様化が進む中重要な事業となっており、平成30年度の利用児童数は765人となっています。</p>
<p>【障がい児保育】 心身に障がいを有する幼児を集団保育することにより障がいの軽減・発達を援助することを目的として保育する事業です。平成30年度は保育所3カ所と認定こども園1カ所で5人の児童を受け入れとなっています。</p>
<p>【一時預かり保育】 保護者の労働・職業訓練・就業などにより家庭保育が困難となる幼児や病気・事故・出産・看護・災害・冠婚葬祭などにより家庭保育が困難となる幼児を保育所で一時的に保育する事業です。平成30年度は保育所12カ所、認定こども園1カ所で実施しており、利用児童数は96人となっています。</p>

【病児等保育】

病児及び病後児の保育施設として岩手県立遠野病院の施設を借り受け、社会福祉法人遠野市保育協会に委託し遠野市病児等保育施設「わらっぺホーム」を開設しています。平成30年度は241日開設し、利用人員は延べ623人、1日あたりの利用者は2.6人となっています。

【休日保育】

休日や祝日等に保護者が就労などにより児童を保育できない場合に保育を行う事業で、市内では青笹保育園のみで実施しています。平成30年度の休日保育日数は69日で、利用人員は36人、1日あたりの利用者は0.5人となっており、保育者2人以上で対応しています。

(2) 幼稚園入所児童数

平成28年4月から公立幼稚園3園のうち1園を認定こども園に、残り2園は幼稚園機能を廃止し保育所機能のみとなりました。よって、令和元年度の幼稚園数は、私立幼稚園1カ所となっています。

入所児童数は、平成27年度以降減少傾向にあり、令和元年度は平成27年度に比べ26人の減少となっています。

区分／年度		H27	H28	H29	H30	R1	R1-H27
公立	施設数（カ所）	3					△3
	定員（人）	70					△70
	入所児童数（人）	11					△11
	充足率（％）	15.7					△15.7
私立	施設数（カ所）	1	1	1	1	1	0
	定員（人）	140	140	140	45	45	△95
	入所児童数（人）	55	51	50	44	40	△15
	充足率（％）	39.3	36.4	35.7	97.8	88.9	49.6
合計	施設数（カ所）	4	1	1	1	1	△3
	定員（人）	210	140	140	45	45	△165
	入所児童数（人）	66	51	50	44	40	△26
	充足率（％）	31.4	36.4	35.7	97.8	88.9	57.5

資料 こども政策課（各年度3月1日現在、令和元年度は12月1日現在）

(3) 認定こども園入所児童数

平成28年4月から公立保育園3園を社会福祉法人に移管したことに伴い、保育所型認定こども園1園が増え、本市の令和元年度の認定こども園の施設数は、私立の認定こども園2カ所となりました。

入所児童数は、出生数の減少に伴い減少傾向にあります。

区分/年度		H27	H28	H29	H30	R1	R1-H27
私立	施設数 (カ所)	1	2	2	2	2	1
	定員 (人)	123	223	218	180	180	57
	入所児童数 (人)	84	162	156	143	135	51
	充足率 (%)	68.3	72.6	71.6	79.4	75.0	6.7

資料 こども政策課 (各年度3月1日現在、令和元年度は12月1日現在)

(4) 認可外保育施設等の状況

市内の認可外保育所は令和元年度現在1カ所で、自社職員の乳幼児のみの利用となっています。

区分	施設数	入所児童数				
		H27	H28	H29	H30	R1
事業所内保育施設	施設数 (カ所)	1	1	1	1	1
	定員 (人)	10	10	10	10	6
	入所児童数 (人)	3	0	3	5	4

資料 こども政策課 (各年度3月1日現在、令和元年度は12月1日現在)

(5) 地域子育て支援拠点事業の状況

地域子育て支援拠点事業は、少子化や核家族化の進行、社会情勢の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化するなかで、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感や不安感といった問題が生じているため、未就園の子育て親子が気軽に訪れ交流や育児相談を行うことにより、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。

地域子育て支援センター「まなざし」は、子育て支援の拠点として、遊び・交流の場の提供、相談業務、子育て関連情報の提供、講習の開催など子育て支援に関する各種事業を実施しています。

【地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター) の状況】

	H27	H28	H29	H30	R1
設置箇所数 (カ所)	1	1	1	1	1
延べ利用者数 (人)	2,161	2,034	1,640	2,251	1,498

資料 (各年度3月1日現在、令和元年度は12月1日現在)

【子育てサークル活動の状況】

区分／年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施施設数（カ所）	11	11	11	11	11
延べ利用者数（人）	2,122	1,843	2,038	2,515	

(6) 放課後児童健全育成事業（放課後子どもクラブ）の状況

両親が共働きであるなどで、昼間、保護者が不在である小学1年生から6年生までの児童を児童館等で放課後に一定時間保育する事業で、平成31年4月1日現在、全ての小学校区11カ所で実施しています。

利用児童数は、ここ数年減少傾向にあり、令和元年5月1日現在352人の児童が利用登録しています。

区分／年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施施設数（カ所）	11	11	11	11	11
登録者数（人）	476	456	355	376	352

資料 こども政策課（各年度5月1日現在）

3 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の整備

平成28年の児童福祉法改正により、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置及び児童等に対する必要な支援を行うための、「子ども家庭総合支援拠点」の整備に努めるよう明記され、市においても平成27年10月、子育て世代包括支援センターを設置しました。

また、平成30年4月には、職員数の減少等を考慮し、更に行政運営の効率化等を図り、遠野スタイルによるまちづくりを総合力で推進するために行う行政組織再編に伴い、少子化対策及び子育て支援の更なる充実を図るため、子育て応援部として「こども政策課」、「母子安心課」、「総合食育課」を設置しました。

さらに、平成31年4月、元気わらすっこセンターに「子ども家庭総合支援拠点」を設置し「遠野市要保護児童対策地域協議会」の体制を強化しています。

(1) 子育て世代包括支援センター

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化等による子育ての孤立を防ぐため、妊娠期から子育て期の様々なニーズに対応する専任職員を配置しています。育児不安や負担を軽減するため様々な相談に応じ、子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てができるよう切れ目ない支援に取り組んでいます。

具体的には、市助産院を総合相談窓口に定め、妊娠・出産・子育てなどの母子保健に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行っています。

また、必要に応じて支援プランの策定や、地域の関係機関と連絡調整を行い、妊産婦及び乳幼児への包括的な支援を実施しています。

ア 活動の状況

妊娠・出産期に特化した相談は助産師が、子育て期に特化した相談は保健師が中心になってそれぞれ対応しています。専用電話があることで、随時対応することが可能であり安心感につながっています。

子ども家庭総合支援拠点と共にケース検討会を開催し、支援が必要な家庭について対応を検討し、子育ての孤立を防ぎ、虐待防止に取り組んでいます。また、市内の子育て支援関係者との意見交換会を開催し、子育て世代への支援について連携を図っています。

【活動の状況】

(単位：人・件)

年度	専任職員		兼任	活動内容				
	助産師	保健師	保健師	来所相談	電話相談	訪問	連絡調整	合計
H28	2	1	3	226	602	112	740	1,680
H29	2	1	3	190	691	208	690	1,779
H30	2	1	3	225	667	197	890	1,979

(2) 子ども家庭総合支援拠点

妊娠から子育てまで、切れ目なく支援するため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が車の両輪のように支え、子どもが家庭で健やかに養育され、保護者の不安や負担が軽減できるよう支援します。

また、児童虐待を対防止するために、専門の相談、子どもと保護者に寄り添った継続的なソーシャルワーク等により、支援を行うことを目的としています。

ア 子ども家庭支援全般に係る業務

家庭相談員、女性相談員、専門職員を配置し、実情の把握・情報提供・相談対応・調整、専門窓口の紹介及び同行、社会資源の紹介、申請手続き（貸付・就労支援等）支援しています。

イ 要支援及び要保護児童・家庭等への支援

支援を必要とする家庭に対し、危機判断・調査・アセスメント・支援計画を作成しながら、訪問、家族支援を行っています。

また、児童虐待防止の周知、遠野市要保護児童地域対策協議会の運営、児童相談所との連携、DVへの対応を行っています。

ウ 関係機関との連絡調整

関係機関と、役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を実施しています。

エ 一時保護又は措置解除後の家庭生活継続の支援

児童相談所からの一時保護又は措置解除後の子どもの安全確認、安定した家庭生活を継続するための支援を行っています。



(3) 子育てに関する相談の状況

全国的に、児童虐待の通告件数が増えている背景として、市町村町も児童虐待通告の窓口となったことが挙げられます。また、経済的に課題のあるケースに加え、精神不安を抱える保護者、DV、特定妊婦のケースなど、相談内容も複雑かつ多様化しています。

ア 家庭相談の状況

家庭相談における相談内容は虐待に関する養護相談が最も多くなっています。

【家庭相談の状況】 (単位：件)

区分/年度		H28	H29	H30
養護相談	身体的虐待	18	6	9
	性的虐待	0	0	0
	心理的虐待	11	8	25
	ネグレクト	10	10	15
	要支援・特定妊婦	14	21	26
保健相談		0	0	0
障害相談		7	0	1
非行相談		1	0	1
育成相談	性格行動	2	1	10
	不登校	6	4	0
	適正	1	5	3
	育児・しつけ	1	1	2
その他		4	12	5
計		75	68	97

イ 女性相談の状況

女性相談における相談内容は家庭内の問題に関する相談が最も多く、経済・生活の問題、離婚問題が多くなっています。

【女性相談の状況】 (単位：件)

区分/年度		H28	H29	H30
施設入所希望		1	0	0
経済・生活問題		40	44	43
職業・就職問題		9	1	9
結婚・離婚問題		20	32	34
ストーカー被害		1	0	0
医療問題		29	35	32
家庭内の問題	男女間・夫婦間	104	83	72
	子ども・他の家族	115	133	107
	嫁・舅姑	1	0	3
(うちDV実件数)		9	9	4

4 子ども・子育て支援法に基づく幼児教育・保育無償化の概要

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が国会で成立し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」とともに、「保育の量的拡大・確保、教育、保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした「子ども・子育て支援制度」が平成27年4月から施行されました。

また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、認可保育所等や幼稚園のほか、認可外保育施設等についても、要件を満たす方は無償化の対象となりました。

(1) 新制度における給付事業

新制度では「子ども・子育て支援給付」として、保育所、認定こども園、幼稚園共通の給付である「施設型給付」と、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」が創設されました。また、「地域子ども・子育て支援事業」として、子ども・子育て支援法で定められた13事業を実施し、すべての子育て家庭への支援を充実させました。

(2) 保育の必要性の認定

新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みとなっております。

認定は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により3区分に分けられ、保育の必要性ありの認定を受けた場合は、その事由により保育の必要量を認定します。

【保育の必要性の認定区分と利用できる教育・保育施設等】

認定区分	利用できる施設
1号認定：満3歳以上、教育のみで、保育を必要としない。	幼稚園、認定こども園
2号認定：満3歳以上、保育を必要とする。	保育所、認定こども園
3号認定：満3歳未満、保育を必要とする。	保育所、認定こども園、地域型保育事業

【保育の必要性を認定する際の基準】

① 就労（月48時間以上）	② 妊娠、出産
③ 保護者の疾病、障害	④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
⑤ 災害復旧	⑥ 求職活動・起業準備を含む。
⑦ 就学・職業訓練校等における職業訓練を含む。	
⑧ 虐待やDVのおそれがあること。	
⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。	
⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	

【保育の必要量】

認定区分	利用時間（当市の設定時間）
保育標準時間	最大利用時間 11時間（7時30分から18時30分）
保育短時間	最大利用時間 8時間（8時30分から16時30分）

(3) 幼児教育・保育の無償化について

生涯にわたる人格形成を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子高齢化対策の観点などから、3歳から5歳までの子ども及び市民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもを対象に幼児教育・保育の無償化を開始しました。

【対象者について】

年齢 (クラス年齢)	世帯の条件	備考
0～2歳	住民税非課税世帯	
3～5歳	すべての世帯	小学校入学前の3年間が対象。ただし幼稚園及び認定こども園（1号認定）は満3歳から対象

※クラス年齢は、園を利用する年度における4月1日時点の年齢を指します。

※3～5歳児の方が、在籍園の預かり保育、認可外保育施設等を利用する場合も、保育の必要性の認定が必要となります。

【対象となる施設やサービスの種類、無償化の内容について】

施設・サービス	内容	認定申請	他の施設・サービスの併用
認可保育所 認定こども園 (保育認定)	保育料(利用者負担額)が無償化(0円) ※1	現行の給付認定を受けていれば、新たな認定(施設等利用給付認定)のための申請は不要	他の施設・サービスとの併用不可(併用した分は無償化対象外)
認定こども園 (教育認定)			在籍園の預かり保育は併用可(併用した分も上限額の範囲内で無償化の対象)
幼稚園(新制度)			
一時預かり 病児保育 ファミリー・サポート・センター事業(送迎のみ除く)	月額37,000円(0～2歳は42,000円)を上限に無償化※2	原則、新たな認定(施設等利用給付認定：新2号又は新3号)のための申請が必要	一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業内での併用可
預かり保育	月額11,300円(0～2歳児は16,300円)を上限に無償化		在籍園の教育時間外は併用不可

※1 保育料のみ対象。送迎費等の実費徴収分は保護者負担となります。

※2 請求に基づく給付となります。

※3 預かり保育については「日額450円」×「利用日数」を基準額として支払った金額と比較して低い方が給付されます。

(4) 副食費の取り扱いについて

施設が提供する副食費（給食のおかず代やおやつ代）については、これまでも実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、国では引き続き保護者が負担すべきものとし、無償化の対象外となりました。

なお、0歳児から2歳児の副食費については、これまでどおり保育料に含まれていることから保育料無償化による変更はありません。

ア 副食費の免除について

制度改正により保護者の負担が増えないよう免除制度を設けました。

【副食費の免除及び助成対象について】

対象区分	対象者
副食費免除	年収360万円未満相当の世帯の子ども
	全所得階層の第3子以降の子ども

イ 副食費の助成について

無償化に伴い新たに発生する副食費の保護者負担については、子育て世帯への支援として経済的支援が強く求められていることや、各保育施設での徴収事務の負担増を考慮し、保育現場で子ども達に向き会う時間を増やし質の高い幼児教育を推進していただくために、独自支援事業として国の免除制度に該当しない世帯への助成事業を立ち上げました。

【副食費の免除及び助成対象について】

対象区分	対象者
副食費助成	国の免除制度に該当しない世帯の子ども

5 特別な支援を必要とする子どもの状況

(1) 背景

自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害等の「発達障がい」と診断される児童（以下「発達障がい者」という。）の数は、年々増加傾向にあります。これは、平成16年に発達障害者支援法が施行されて以降、発達障がいについての判断基準の明確化や、医療・保健・福祉関係者や保護者に広く認知されるようになったためとされています。

このようななか、当市においては地域自立支援協議会子ども支援部会を設置し、関係機関と連携のもと、身体障がい、知的障がい、精神及び発達障がいがあり、特別な支援を必要とする子どもとその保護者に対する各種取組を推進しています。

これまで実施してきた療育教室、日中一時支援事業、障害児通所利用者負担助成事業のほか、近年では、平成30年度に県立花巻清風支援学校本校へのスクールバス運行開始、NPO法人による放課後等デイサービス事業所の市内2カ所新設、平成31年度には、臨床心理士の配置による保護者及び保育所等施設支援等、きめ細かな施策を展開しており、今後も支援を必要とする子どもとその保護者のニーズを把握し、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を推進します。

(2) 特別な支援を必要とする子どもへの支援の状況

ア 療育手帳申請交付
<p>18才未満の児童で岩手県福祉総合相談センターにおいて、知的障がい児（者）に該当すると判断された児童に交付される手帳です。</p> <p>遠野市こども政策課に相談の後、岩手県福祉総合相談センターの巡回相談（6月・10月・2月開催）等での判定となります。判定を受けてから手帳交付までには1カ月ほどかかります。経済的負担軽減や、進学の際必要となることがあります。</p>
イ 特別児童扶養手当の支給
<p>障がい児の福祉の増進に寄与するとともに、在宅障がい児の監護、療育者に対する介護的性格を有する制度です。</p> <p>受給対象者は、20歳未満の別に定める程度の障がいの状態にある児童の父、母、またはその児童を養育している者です。ただし、児童が福祉施設に入所しているときは支給されません。遠野市こども政策課で申請書受理後、県に進達し、認定（却下）までに約2～3カ月かかります。</p>
ウ 障害児福祉手当の支給
<p>重度障がい児に対して、精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい児の福祉の向上を図ることを目的としています。</p> <p>受給対象者は、20才未満の別に定める程度の障がいの状態にある者です。ただし、児童が福祉施設に入所しているときは支給されません。申請後、認定までに約1カ月かかります。</p>

<p>エ 医療費助成</p>
<p>重度障がい児に対して医療費の一部を給付することにより、健康保持と福祉の増進を図ることを目的とします。</p> <p>受給対象は、身体障がい者1～3級、特別児童扶養手当1級、療育手帳Aのいずれかに該当する児童の父、母等児童を監護している者です。</p>
<p>オ 難聴児補聴器購入助成</p>
<p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児に対し、補聴器等の購入費用の一部を助成することにより、言語の習得及びコミュニケーション能力の向上を促進し、もって福祉の増進に資することを目的とします。</p> <p>平成31年度から市独自の取り組みとして、FM補聴システム購入費の助成を実施しています。</p>
<p>カ 日中一時支援事業</p>
<p>障がい者（児）を一時的に預かり、見守り等の支援を行うことにより、障がい者（児）の日中における活動の場の確保やその家族の就労支援、介護負担の軽減などを図る事業です。</p> <p>日中一時支援事業の利用にあたっては、児童が所属する学校や児童館等の関係機関と連携を図っています。</p> <p>なお、小学校及び特別支援学校小学部の児童が本事業を利用した際は、市が利用者負担を助成します。</p>
<p>キ 療育教室（のびっこ教室・ジャンプ教室）</p>
<p>発達の遅れが認められる児童及び発達の遅れが生ずるおそれのある児童に対し、適正な支援及び指導を行う教室を設置することにより、当該児童の育成の助長及び保護者への子育て支援を行います。</p> <p>児童の心身の特性及び発達の状況を踏まえて、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、基本動作の訓練指導・集団生活への適応訓練・健康体力増進等の指導を行います。</p> <p>通級指導にあたっては、臨床心理士等の専門家による助言のほか、児童が通園している教育・保育施設との情報共有、小学校への接続等、関係機関と連携し取り組んでいます。</p>

<p>ク 幼児ことばの教室</p>
<p>ことばに問題を有する又はその疑いのある就学前の幼児及び保護者に対し、構音障がい の程度を早期に把握し、程度に応じた個別指導を行い、日常生活における会話を正しく発音することができるよう継続的な指導を行うため幼児ことばの教室を設置しています。</p> <p>平日は、市内2カ所の小学校に設置しているほか、令和元年度からは、保護者が就労等の理由により平日の通級が困難な世帯を対象に、第2・4日曜日に元気わらすっこセンターに教室を開設し通級機会の拡大を図っています。</p> <p>運営にあたっては、教育委員会、小学校のことばの教室と連携し、就学に向けての接続を丁寧に行うよう努めています。</p>
<p>ケ 特別支援学校送迎バス運行</p>
<p>県立花巻清風支援学校本校の寄宿舎で生活する生徒の交通手段として、遠野から寄宿舎へ向かう月曜日と、帰宅する金曜日に市が送迎バスを運行し、保護者の負担軽減を図っています。</p> <p>本運行業務は、市から運行業者に委託していますが、保護者が毎回添乗員として同乗することとしており、保護者、学校、事業所、市が協働により実施しています。</p>
<p>コ 放課後等デイサービス事業</p>
<p>学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している特別な支援を必要とする児童に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他発達の支援を行う事業です。</p> <p>対象児童は、原則として6歳から18歳までの就学児童で、障害手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の手帳を所持する児童のほか、市が利用相当と認める児童としています。</p> <p>平成30年7月に宮守町、同12月には青笹町にNPO法人の運営する放課後等デイサービス事業所が開所しました。</p> <p>日中一時支援事業と同様に、小学校及び特別支援学校小学部の児童が本事業を利用した際は、市が利用者負担を助成します。</p>
<p>サ のびのび子育て応援事業</p>
<p>日中一時支援事業及び放課後等デイサービス事業の利用者負担額を助成することにより、障がい児の療育支援を図るとともに、保護者の経済的負担を軽減することを目的とします。</p> <p>助成対象は、小学生及び特別支援学校小学部児童の保護者であり、日中一時支援事業及び放課後等デイサービス事業を利用した際の利用者負担額（日曜日、祝祭日及び年末年始の利用、並びに食事代を除きます。）の10分の10に相当する額としています。</p>

シ 発達相談支援
<p>岩手県立療育センターと協働での発達相談の実施し、発達支援や療育について、児童及び家族・関係者等に対して相談及び助言を実施しています。</p> <p>相談会は年3回（6月・10月・2月）とし、発達相談の結果により、児童の所属する保育所での支援や、療育教室への通級につなげています。</p>
ス ファミリー・サポート・センター事業
<p>地域での子育て支援機能の強化に向けた体制を整備するため、育児等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織です。</p> <p>会員… 援助を受けたい人を「おねがい会員」、援助を行いたい人を「まかせて会員」とし、直接センターへ会員登録が必要です。</p>
セ 臨床心理士の配置
<p>市が実施する療育支援事業に、臨床心理士を配置（原則週1回、年間約48回）することにより、支援を必要とする児童の早期発見及び専門的な助言・指導により、多面的・包括的療育支援を可能としています。</p> <p>また、保育所・幼稚園等へ出張心理相談を実施し、保育者支援を行っているほか、保護者からの相談にも対応しています。</p>
ソ 地域自立支援協議会子ども支援部会の設置
<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の規定により設置する地域自立支援協議会において、支援を必要とする子ども及びその保護者を対象とする、相談から療育までの一貫した支援の取組及び充実を図ることを目的とした「子ども支援部会」を設置し、関係機関において情報共有や課題対応を行います。</p> <p>年1～2回の先進地視察をはじめとした研修会の開催や、同協議会の地域支援部会、就労支援部会とも連携し各種取組を推進しています。</p>
タ 医療的ケア児への支援
<p>自立支援協議会子ども支援部会を、医療的ケア児に関する協議の場として位置付け、地域で暮らす医療的ケア児とその家族のニーズの現状把握に努めるとともに、地域において医療的ケア児等の受入れが可能となる体制の整備推進を図ります。</p>

6 結婚応援事業関連状況

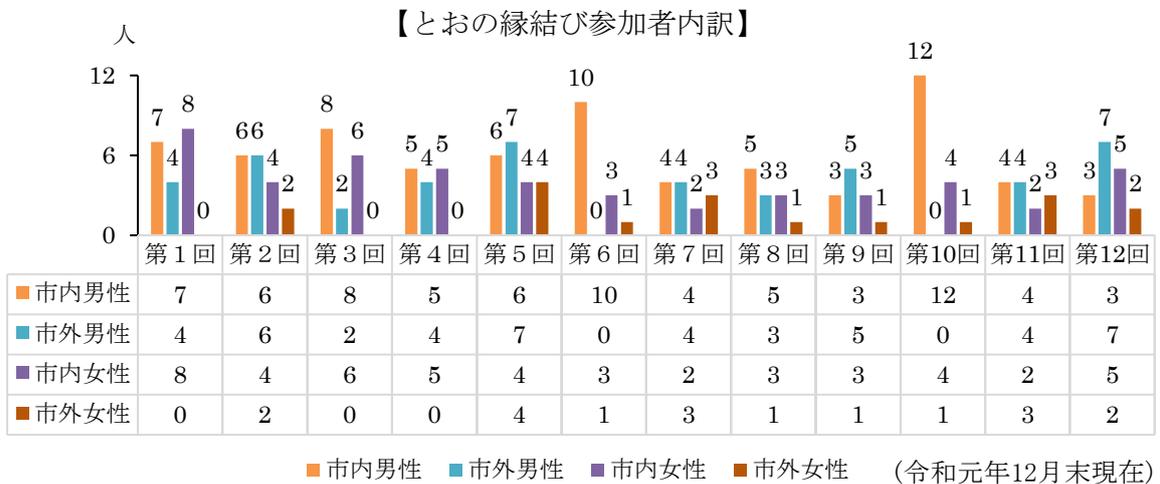
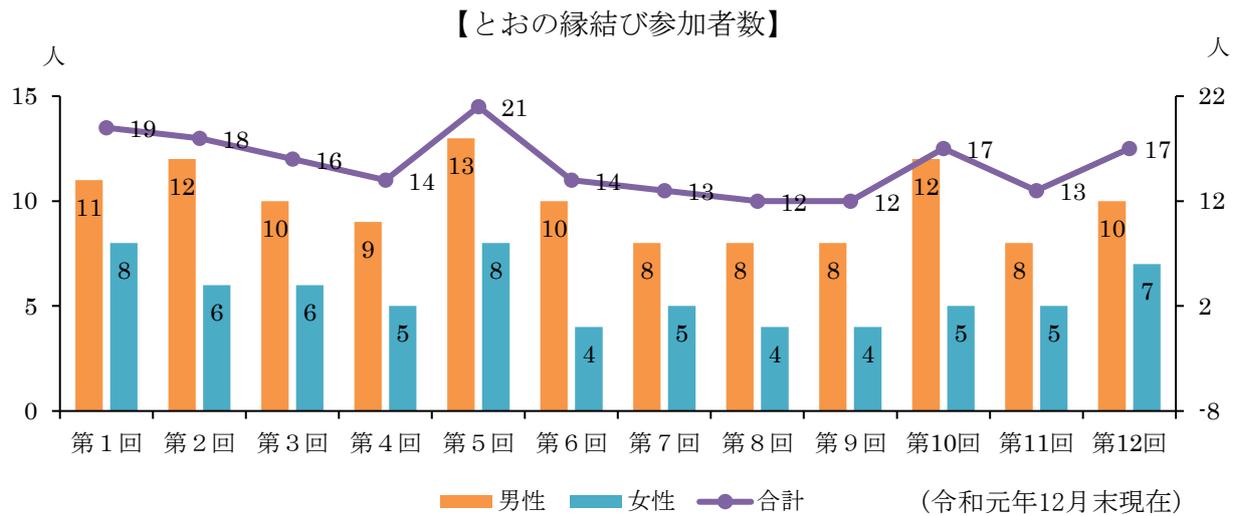
(1) 概要

平成28年度からの第2次遠野市総合計画において「子育て支援の推進」を掲げており、施策には「少子化対策・子育て支援」を重要課題のひとつとして盛り込み、取り組んでいるところです。

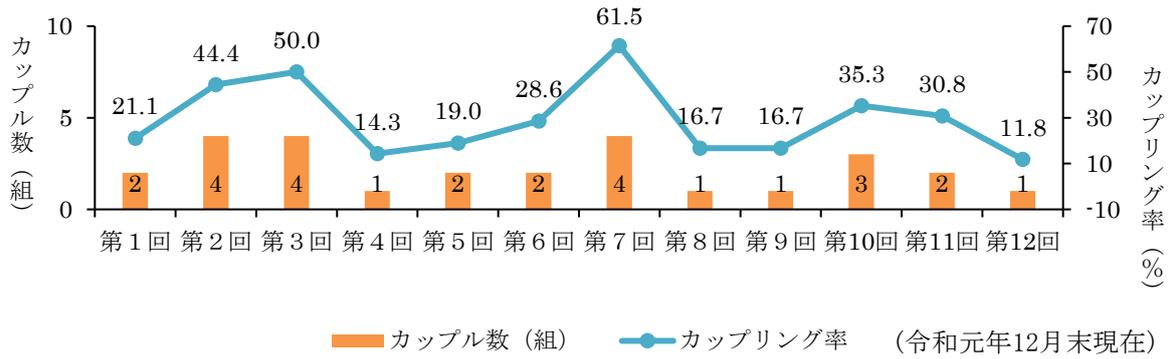
平成29年度からは、少子化対策の一環として「人材育成とネットワークづくり」及び「出会いの場の創出」を目的とし「とおのスタイル結婚応援事業」を開始しました。かつては、時代背景に沿った各部局において展開してきた結婚支援事業でしたが、「出会いから結婚、妊娠、出産、子育て、やがては地域の孫育てまで」切れ目なく支援する仕組みづくりを当該が担っているところです。

令和元年度は、事業開始から3年目を迎え、この間、婚活セミナーを開催した他、婚活イベント「とおの縁結び」を計12回実施しました。とおして、27組がカップルとなり、1組の成婚がありました。今後は市内での実施に限らず、広域的な事業の取組や多様性に対応しながら事業の推進を展開していきます。

(2) 婚活イベントの参加者数



(3) カップリング率



(4) 補助金の交付状況

市では独身男女の新たな出会いの場を創出し、男女の交流、結婚及び定住を促進するために市内団体が行う婚活事業に対し、「遠野市出会い創出事業費補助金交付要綱」の定めるところにより補助金を交付しています。平成元年12月末現在まで9団体計12事業に交付し、出会いの場の創出と結婚への機運の醸成に寄与しています。

